

議案第 6 4 号

長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長久手市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <u>第 26 条 削除</u>	（虐待等の禁止） 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第 33 条の 10 各号</u> _____ に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> <u>第 26 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

（背景・目的）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い条例を改正し、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。